

桜井市こども計画等策定のための 若者ワークショップ

報告書

桜井市こども計画等策定のための 若者ワークショップの実施について

1. ワークショップの趣旨と実施概要

ワークショップの趣旨

若者が幸せに暮せるまちってどんなまち？



ワークショップでの把握項目

- 課題の共有
- 課題に対する取組

ワークショップの結果

【計画への反映】

- 計画における「現状・課題」の整理
- 若者世代の意識の把握(アンケート調査の補完)
- 重点施策検討の参考資料
- 若者意見として計画書への掲載

2. ワークショップ概要

開催日時	令和8年6月21日(日) 10:00~12:00
開催場所	市役所2階大会議室
開催回数	1回
対象者	若者世代(大学生、専門学校生、若手社会人等) ※概ね18歳~29歳程度を想定 ※市内在住・在勤者の方のほか、市外在住の市出身の方等も参加可
参加人数	9名(学生1名、社会人8名)
募集方法	・市広報紙での募集(広報5月号) ・市ホームページ、SNS ・庁内職員への周知(若手職員、職員家族等)
申し込み方法	Web回答フォーム

3. 進行の仕方

若者が幸せに暮らせるまちってどんなまち？

- ①桜井市の現状等を説明
- ②「若者が幸せに暮らせるまちってどんなまち？」をテーマに KJ 方式※で話し合い
- ③全体に向けて発表

※ふせんに意見を書き出し、類似するものをグループ化して整理する手法

各プログラム

概要: 桜井市の「いいところ」「もう少しこうだったらいいところ」とはなにか、また「若者が幸せに暮らせるまち」とは

(共有)

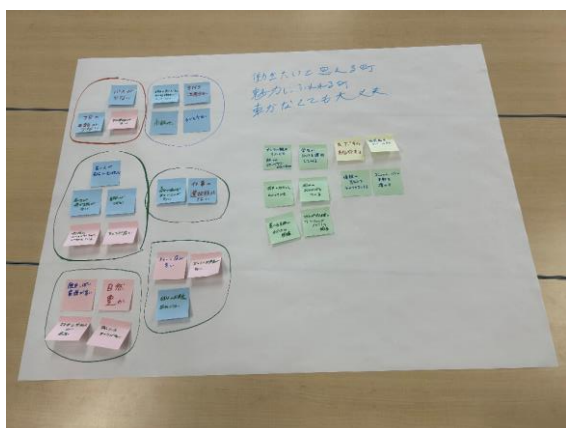
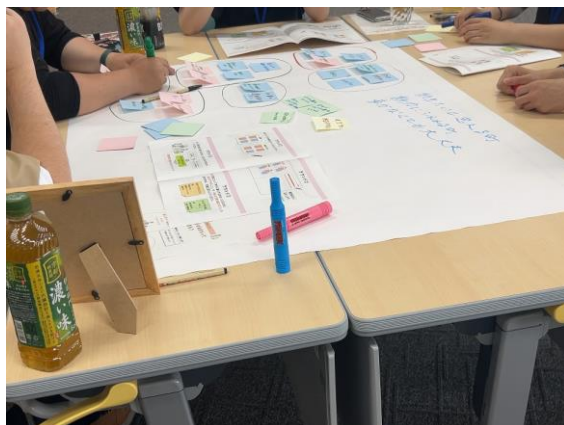
1班4～5名程度にグループ分けをし、話し合いを行う
→語り合いのあと、各グループでとりまとめ、発表する

基本プログラム

時間 (目安)	内容	役割	備考
5 分	①開会あいさつ	事務局	開会あいさつ、スタッフ紹介など
5 分	②オリエンテーション	JP 総研	こども計画について、桜井市の現状などオリエンテーションを実施
10 分	③ワークショップ 概要説明	JP 総研	今回のワークショップの進め方などについて説明
80 分	④ワークショップ の実施	進行: JP 総研	アイスブレイク(5分)
			第1ラウンド(25 分) 桜井市の「いいところ」「もう少しこうだったらいいところ」について話し合い、付箋に記入、模造紙に貼り付け
			第2ラウンド(25 分) 付箋の内容をグルーピングし、「いいところ」をもっと伸ばして、「もう少しこうだったらいいところ」が改善された場合のイメージから、「若者が幸せに暮らせるまち」とはどんなまちかを考え、模造紙に記入
			第3ラウンド(25 分) 桜井市が「若者にとって幸せに暮らせるまち」になるために「自分でできること」や「みんなで取り組むべきこと」は何かを考え、付箋に記入
10 分	⑤発表	JP 総研	各グループの発表
5 分	⑥閉会あいさつ	事務局	閉会のあいさつ、計画への反映について

4. 実施結果と当日の様子

〈当日様子〉



〈意見〉

グループ A

いいところ	● 利便性がいい ● 地域のコミュニケーションが取れている ● ちょうどいい ● 歴史ある資源が多い ● 自然豊か ● 材木とそうめんが有名 ● 残っているまつりが多い ● チェーン店が多い ● おいしい店が多い
もう少しこうだったらいいところ	● バスが少ない ● JR の本数が少ない ● 桜井の良い所やその他情報が入ってこない ● SNS 活用少ない ● 高齢化 ● こども少ない ● 若い人が都会に出て行っている ● 若い人が遊べるところがない ● 駅前がしずか ● 桜井で働かず出て行く人が多い ● 仕事の選択肢がない ● 個人のお店の認知が低い
「若者が幸せに暮らせるまち」とは	● 働きたいと思える町 ● 魅力にふれることができる町 ● 車がなくても大丈夫
桜井市が「若者にとって幸せに暮らせるまち」になるためには	● デジタル観光を増やす。ARとかスタンプラリーみたいなもの ● 学生が SNS を運用してみる ● 友達に紹介する ● 特産品をアピールする ● 桜井の材木でのモルック大会 ● 桜井のおみやげをつくる ● 情報の告知を分かりやすくする ● コミュニティバスの本数を増やす ● 若い人主体のイベントの開催 ● 地元地域企業のワークショップイベントの開催

〈意見〉

グループ B

いいところ	● 木が有名 ● 麺類に強い ● 寺社仏閣 ● 公園の中が遠くから見えるところ ● 道路・歩道が広いところ ● 大阪に電車 1 本で出ることができる ● 中和幹線周辺にお店が集まっているところ ● スーパー(買い物できるところ)が多い所 ● 第 2 子保育料無償
もう少しこうだったらいいところ	● 中高生以上が遊ぶ所がない ● 地域のイベントが少ない ● インスタ映えがない ● 公園がさびれている。ボール禁止 ● 公園に駐車場がない ● 働く場所が少ない ● 中和幹線を外れるとお店がない ● 駅前のにぎわいがないところ ● 車がないと生活しにくい
「若者が幸せに暮らせるまち」とは	● 機能が集約したまち ● SNS 映えするまち
桜井市が「若者にとって幸せに暮らせるまち」になるためには	● お祭りに参加する ● インスタをあげてみる。#桜井〜で ● 年 1 回は県外から人が集まる祭りを開催 ● 特産品をアピールする ● SNS 情報提供

5. 実施結果まとめ

ワークショップで出た意見をキーワードに分類し、傾向をまとめています。

〈キーワード〉



(1) 桜井市の「いいところ」

桜井市のいいところとして多く挙げたのは、「そうめん」や「材木」といった地域の特産・産業、「寺社仏閣」「歴史っぽい資源」「まつり」などの歴史的・文化的な魅力です。また、「大阪に電車1本で出ることができる」アクセスの良さや、「中和幹線周辺にお店が集まっている」「スーパーやチェーン店が多い」など、日々の生活の利便性が高いことも評価されました。さらに、「自然豊か」であることや、「地域のコミュニケーションが取れている」「第2子保育料無償」といった暮らしやすさや子育て環境に関する意見も示されました。

(2) 桜井市の「もう少しこうだったらいいところ」

改善点として多く挙げたのは、「若い人(中高生以上)が遊べる場所がない」「ボール禁止・駐車場がない」といった若者の居場所に関することです。また、「バスやJRの本数が少ない」「車がないと生活しにくい」といった交通面での課題や、「仕事の選択肢がない」「働く場所が少ない」ことによる若者の市外・都会への流出を危惧する声もありました。さらに、「駅前がしずか」「地域のイベントが少ない」といったにぎわい不足や、「SNSの活用が少ない」「桜井の良い情報が入ってこない」といった情報発信力の弱さを指摘する意見も多く示されました。

(3)桜井市が「若者にとって幸せに暮らせるまち」になるには

若者が幸せに暮らせるまちになるために必要なこととして、「学生が SNS を運用してみる」「Instagramでの発信(SNS 映え)」「AR やスタンプラリーなどのデジタル観光」といった、若者目線での SNS 活用やデジタル化による情報発信の強化が挙げられました。また、材木などの「特産品のアピール」や「おみやげづくり」、「若者主体のイベント」や「県外からも人が集まる祭り」の開催など、まちの魅力を高め交流を生む取り組みへの期待も示されました。そのほか、「働きたいと思える町」にするための地元企業によるワークショップ開催や、「コミュニティバスの増便」による利便性向上、「機能が集約したまち」を求める声もありました。



〈求められる施策〉

- 若者目線による SNS・デジタルを活用した情報発信の強化
- 特産品等の地域資源を活かした魅力発信と体験の創出
- 若者主体のイベントや交流を生む祭りの開催
- 地元企業との連携による若者の就労・キャリア支援
- 車がなくても快適に生活できる交通・生活基盤の向上



さくらい ひだまり計画（案）

骨子案

令和 8 年 8 月

桜井市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の名称	3
6. 計画の策定体制.....	4
第2章 桜井市の現状と課題.....	5
1. 桜井市のこども・若者・子育てを取り巻く環境.....	5
2. 現状と課題のまとめ.....	7
第3章 計画の基本的な考え方.....	9
1. 基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 計画の体系	11
第4章 施策の展開	12
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画.....	13
第6章 計画の推進体制.....	13
資料編	13

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

【近年の国の動向】

- 急激な少子化・人口減少やライフスタイル・価値観の変化などを背景に、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く課題が複雑化・多様化しています。
- 令和5年4月に、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するための基本法となる「こども基本法」が施行され、同日、「こども家庭庁」が設立されました。
- 令和5年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が閣議決定され、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす取組が進められています。
- 令和6年4月には改正児童福祉法等が施行され、こども家庭センターの設置等、包括的な家庭支援体制の整備が進められています。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」が施行されました。

【奈良県の動向】

- こども基本法に基づき、令和6年10月に、県のこども政策を総合的に推進するための「奈良県こどもまんなか未来戦略」を策定しました。
- 令和7年度から、「奈良県こどもまんなか未来戦略」を推進するための実行計画として、数値目標とその目標達成のための具体的な取組をまとめた「奈良県こどもまんなかアクションプラン」を毎年度策定しています。

「さくらい ひだまり計画」の策定

本市では、こども・若者や子育て支援についての総合的な計画として「さくらい ひだまり計画」（以下、本計画という。）を策定します。「こども基本法」及び「こども大綱」と本市の実情を踏まえながら、「第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を総合的かつ強力に推進するため、こどもや若者が安心して自分らしく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

「子ども」「こども」表記について：本計画では、根拠法である「こども基本法」に則り、原則として「こども」表記を用いています。ただし、「子ども・子育て支援法」等、法律等の規定で漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども・若者・子育て支援についての総合的な計画として策定するものであり、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、国の「こども大綱」や奈良県の「こどもまんなか未来戦略」等の方針を踏まえ、桜井市におけるこども施策を横断的・包括的に推進するための基本計画として策定します。

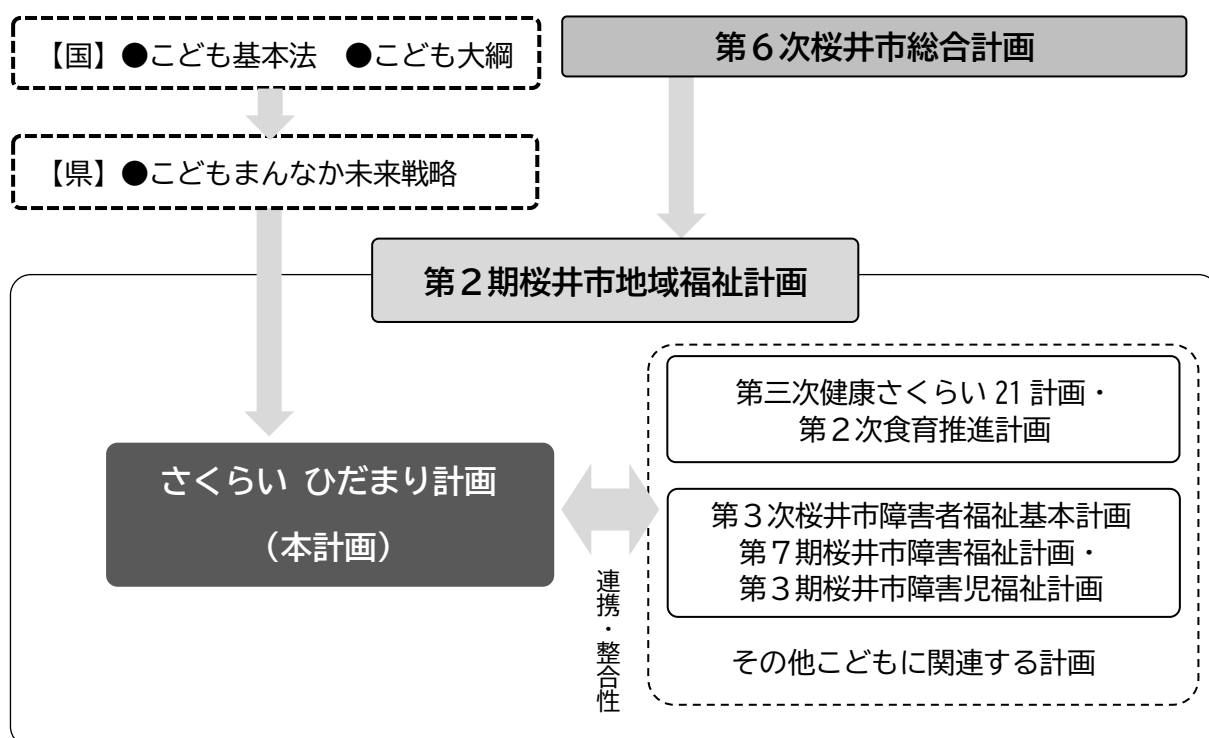
さらに、本計画は、「第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、市の総合計画等の上位計画や関連計画との整合を図りながら、こども・若者の意見を尊重し、施策の一体的な推進につなげます。

■包含する計画と根拠法

- ◎子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ◎こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 成育医療等に関する計画（母子保健含む）（成育基本法）

- ◎…「こども計画」として策定するために必須となる計画
- …包含は任意となる計画

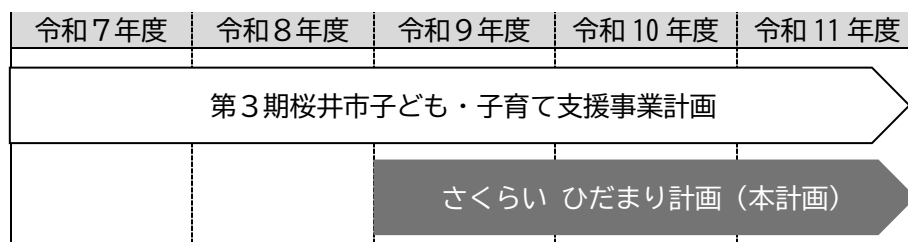
■関連計画との関係



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

なお、制度上の整合性を図るため、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度まで）の後期3か年と同一期間とします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、18歳までのこどもおよび18歳から30歳程度までの若者とその家庭とします。ただし、一部の施策においては、子育て・若者支援等の観点から39歳以下までを対象とする場合もあります。

5. 計画の名称

本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援の拠点として、保健福祉センター陽だまりに「こども家庭センター」を設置しています。

本計画の策定にあたり、この相談支援の核となる拠点の名称にちなみ、本計画を「さくらい ひだまり計画」と命名しました。

こどもたちが安心して過ごせる「陽だまり」のような温かい環境のなかで、地域全体が協働してこどもたちの成長を支えていくという強い決意のもと、この支援体制をさらに充実させ、すべてのこどもが将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

6. 計画の策定体制

本計画では、下記のような様々な視点で調査や意見交換を行いながら策定を進めました。

(1) 「こどもまんなか推進会議」の開催

こどもまんなか推進会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者がこども・若者・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、こどもまんなか推進会議において協議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施と活用

本計画の策定に当たっては、こどもや若者、子育て支援に関するニーズを的確に把握するため、令和7年度に市内に住む小学5年生と中学2年生及び、若者世代（16～39歳までの方）へのアンケート調査を実施しました。併せて、令和5年度に就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」、令和3年度に小学5年生及び中学2年生全員とその保護者を対象に実施した「子どもの生活状況調査」の結果を、本計画の策定に活用しました。

■本市で実施したアンケート調査一覧

調査名	調査対象者	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査	就学前児童がおられる世帯	郵送配布・郵送回収 またはWEB回答	1,000件	462件	46.2%
	小学生がおられる世帯	郵送配布・郵送回収 またはWEB回答	1,000件	430件	43.0%
子どもの生活状況調査	小学5年生全員とその保護者	学校配付・回収	460件	434件	94.3%
	中学2年生全員とその保護者	学校配付・回収	444件	377件	84.9%
こども・若者の生活や意識に関するアンケート調査	小学5年生・中学2年生	学校配付・回収 (WEB回答のみ)	838件	491件	58.6%
	若者世代（16～39歳）	郵送配布・郵送回収 またはWEB回答	2,000件	604件	30.2%

(3) ワークショップの開催

本計画における当事者の意見聴取の場として、若者の視点から桜井市における現状や課題、まちの魅力向上に関する意見・アイデアを収集するため、若者ワークショップを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施（※令和9年1月実施予定）

計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章 桜井市の現状と課題

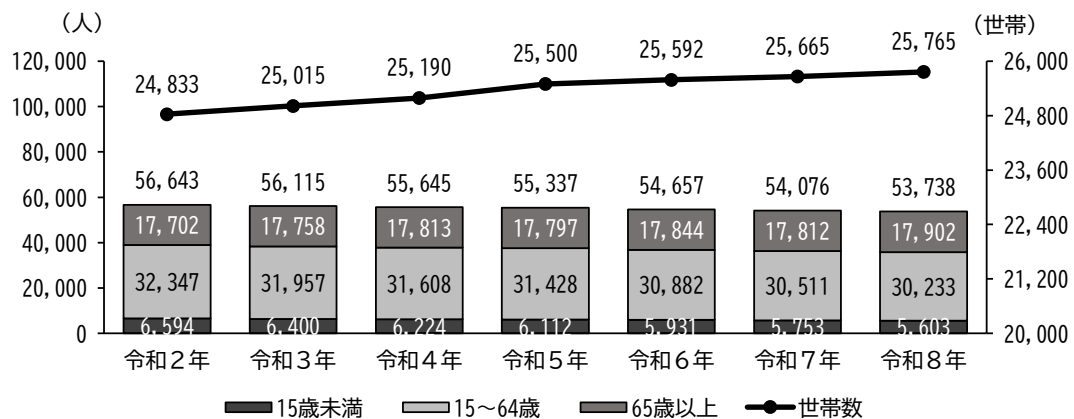
1. 桜井市の子ども・若者・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と総世帯の状況

桜井市の人口は、減少傾向となっています。また、令和2年以降の年齢3区分別人口をみると、15歳未満人口、15歳～64歳人口は減少傾向、65歳以上人口は増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。

一方、世帯数は令和2年から増加傾向となっており、令和8年では25,765世帯となっています。

■年齢3区分別人口と世帯数の推移

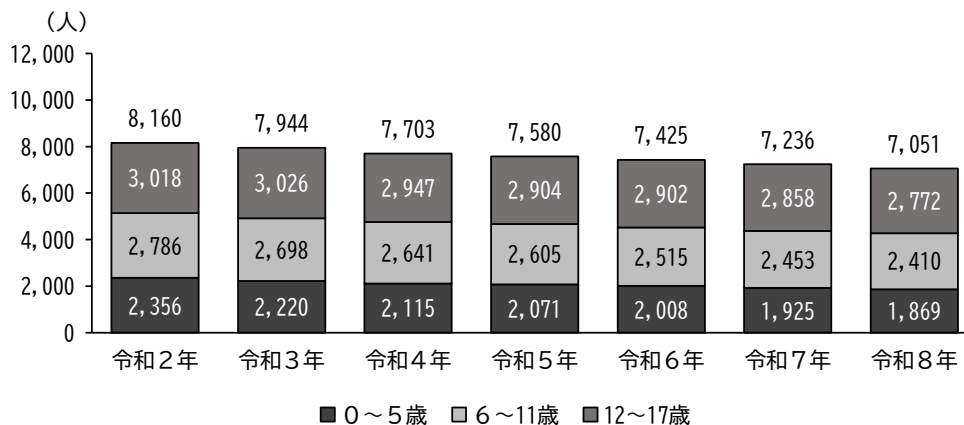


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 児童数の状況

桜井市の0～17歳の児童数は、減少傾向となっており、令和8年では7,051人となっています。このうち、0～5歳は1,869人、6～11歳は2,410人、12～17歳の児童数は2,772人となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 世帯類型の変化

■世帯類型の推移

■ひとり親世帯数の推移

(4) 女性の就業状況

■女性（25～44 歳）の就業率（全国・奈良県比較）

■女性の就業率（階級別）

(5) 出生率の状況

■出生数と出生率の推移

(6) 婚姻率の状況

■婚姻率の推移

(7) 有配偶率の状況

■男性の有配偶率（令和2年）

■女性の有配偶率（令和2年）

(8) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

■幼稚園・保育所・認定こども園のこどもの人数の推移

(9) 小中学校の状況

■小学校児童数の推移（各年度5月1日現在）

(10) 中学校の状況

■中学校生徒数の推移（各年度5月1日現在）

(11) 学童保育所の状況

■学童保育所の登録児童数の推移（各年度5月1日現在）

(12) 児童虐待の状況

■児童虐待の状況

■児童虐待の種別

(13) 経済的支援の状況

■子育てに関する経済的負担の軽減の状況

2. 現状と課題のまとめ

(1) こども・若者の権利と意思の尊重

○国は、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもの権利」を尊重し、こども・若者の視点に立った支援施策の実施を推進しています。また、「こども大綱」では、児童虐待の予防強化に加え、いじめや不登校、ヤングケアラーへの対策を進め、関係機関と連携しながら全てのこどもの学びと育ちを支えることが求められています。

○小中学生及び若者世代を対象としたアンケート調査結果によると、「こどもの権利」に対する認知度は、1割半ばから2割半ば程度と低くなっているほか、少数ではあるものの、家族や親せきへのお世話により生活に影響があると回答したこども・若者が一定数みられます。

- ➡こども・若者が自らの権利を理解し、安心して意見を表明できる環境づくりを進めるとともに、学校や地域、家庭が連携し、こども・若者の視点に立つことで、地域全体でこどもの権利と健やかな育ちを守る環境づくりを進めていくことが求められます。
- ➡ヤングケアラーや児童虐待を早期に把握し、必要な支援につなげられるよう、相談窓口の周知や関係機関が連携した支援体制を充実させることが必要です。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進し、子育て家庭が孤立することなく、必要な支援につながる体制を強化することが求められます。

(2) 相談支援体制と情報発信の充実

○各種アンケート調査結果によると、家族・親族に相談する人が多い一方、相談しない・できない層が一定数おり、特に若者は「誰にも相談しない・相談する人がいない」割合が他の世代より高くなっています。

○必要な情報の入手先は、若者世代や就学児童の保護者では「市の広報紙」、就学前児童の保護者では「インターネット・SNS」の割合が高くなっています。一方で、若者ワークショップでは、「SNSの活用が少ない」「桜井の良い所や情報が入ってこない」といった、情報発信の分かりやすさやSNSを活用した情報提供を求める声が寄せられました。

- ➡悩みや不安を一人で抱え込むことなく必要な支援につなげられるよう、相談窓口の周知や相談方法の多様化、利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を推進することが必要です。
- ➡必要な情報を必要な人へ確実に届けられるよう、多様な媒体を活用するとともに、世代やニーズに応じた分かりやすい情報発信を進め、子育て支援や各種制度を利用しやすい環境づくりを推進することが求められます。

（３）居場所づくりの推進

- 各種アンケート調査結果によると、安心できる居場所として「自分の部屋」や「家庭」が多く挙げられる一方、「趣味を楽しむ場所や施設」「インターネット空間」など、居場所の多様化がみられます。
- 若者ワークショップでは、「若い人が遊べる場所が少ない」「地域イベントが少ない」「公園が利用しにくい」といった意見があり、地域における居場所や活動の場の不足が課題として挙げられています。

➡全てのこども・若者が安心して過ごせる居場所を確保するとともに、多様な交流や体験の機会を充実させることが重要です。地域や学校、関係団体などが連携し、こども・若者が地域とのつながりを感じながら健やかに成長できる環境づくりが求められます。

（４）経済的支援の充実

- 「子どもの生活状況調査」では、小学５年生及び中学２年生の保護者ともに、求める支援として「進学や資格取得のための発展的な学習支援」や「生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）」の割合が高くなっています。
- 「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」によると、子育てに関する施策として経済的支援を求める割合が高くなっています。

➡子育てや教育にかかる費用は家庭にとって大きな負担となっていることから、経済的な理由によってこどもの学びや成長の機会が左右されることのないよう、国や県の動向等を踏まえた経済的支援の充実が重要です。

➡経済的に困難な状況にある家庭では、生活上の様々な課題を複合的に抱えている場合もあるため、教育的支援や生活支援、就労支援などを関係機関が連携して提供することが求められます。

（５）結婚・出産・子育てへの支援

- 本市では、出生率が全国を下回る水準で推移し、婚姻率も減少傾向にある一方、アンケート調査では、未婚の若者の多くが結婚を希望し、結婚や出産への意欲は高いことがうかがえます。しかし、子育てや教育にかかる経済的負担や育児に伴う身体的・精神的負担への不安が、希望の実現を妨げる要因となっていることがうかがえます。
- 女性の就業率は上昇しているものの、25～44歳では出産・育児期に就業率が低下する「M字カーブ」の傾向がみられます。また、若者ワークショップでは、働く場の不足や若者の流出を懸念する意見も挙げられています。

➡結婚や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、経済的負担や育児不安の軽減を図るとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させることが必要です。

➡仕事と子育ての両立支援や就労機会の確保を進め、安心して結婚・出産・子育てができ、若者が将来に希望を持って暮らし続けられる環境づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

本市では、次代を担うこどもたちの権利と利益が最大限尊重され、こどもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。また、令和6年4月に「こども家庭部」を新設し、こどもと子育て家庭に関する相談や支援を総合的に行う「こども家庭センター」を設置するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

これらのことを踏まえ、こどもや若者の笑顔があふれ、より一層地域がつながり、誰もが互いに支え合うことのできる桜井市を目指します。

【現行計画の基本理念】

子育て満開のまち さくらい
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

【基本理念（案）】

地域全体でつくる こどもまんなか さくらい
～わたしたちの夢と笑顔が花開くまちへ～

現行の子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子育て満開のまち さくらい ～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～」の考え方を継承しつつ、こども計画ではこども・子育て世代に加えて若者世代も対象とするとともに、「こどもまんなか社会」の実現という趣旨を反映し、計画の主役であるこどもが自分事として捉えられるよう一人称で表現しています。また、桜井市らしさである美しい桜や自然をイメージできる「花開く」という言葉が、「こども・若者が持つ希望や未来が開く」という意味と重なり、一人ひとりが健やかに育ち、自分らしく輝けるまちを目指す思いを込めています。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、国の「こども大綱」等を勘案した次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える環境づくり

「こども大綱」では、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の権利や意思を尊重することが求められています。また、全てのライフステージに共通する成育環境の充実や困難を抱えるこども・若者への支援、安全・安心の確保などを切れ目なく推進することが必要とされています。

本市においても、こども・若者の権利を尊重するとともに、地域や家庭と連携しながら、ライフステージ全体を通じた切れ目のない支援の充実を図り、全てのこども・若者が安心して健やかに成長できる環境づくりを推進します。

基本目標2 ライフステージに応じた支援を充実させる環境づくり

こども・若者の健やかな成長に向けて、発達段階に応じた課題やニーズを踏まえ、誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期まで、それぞれのライフステージに応じた支援を推進し、健やかな成長や学び、自立、社会参画を支えることが求められています。

本市においても、安全安心な妊娠・出産の支援、乳幼児の健やかな成長の推進、学童期・思春期の教育の充実、若者の自立・活躍の推進など、年齢や発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標3 安心してこどもを産み、育てるための環境づくり

こどもの健やかな成長のためには、子育て当事者が心身ともにゆとりを持った状態でこどもを育てることが大切です。子育てをする中で生じる不安や負担感を軽減するとともに、子育て家庭が孤立することのないよう、地域はもとより、企業、学校、行政を含む社会全体で支える必要があります。

本市においても、多様なニーズに応じた相談・支援や経済的負担の軽減を推進するとともに、地域全体で見守り支え合う支援体制の充実を図ります。

3. 計画の体系

基本理念			
地域全体でつくる こどもまんなか さくらい ～わたしたちの夢と笑顔が花開くまちへ～			
基本目標		基本施策	
1	こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える環境づくり	1	こども・若者の権利の尊重
		2	相談支援体制と情報発信の充実
		3	切れ目のない保健・医療の提供
		4	こどもの貧困対策の推進
		5	障害のあるこどもへの支援
		6	児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
2	ライフステージに応じた支援を充実させる環境づくり	1	妊娠・出産の安全性の確保
		2	乳幼児期における教育・保育施策
		3	こどもの健やかな成長
		4	学童期・思春期における教育施策
		5	居場所づくりの推進
		6	若者の自立・活躍支援
3	安心してこどもを産み、育てるための環境づくり	1	多様なこども・子育て支援
		2	経済的負担の軽減
		3	地域での子育て支援体制の充実
		4	ひとり親家庭への支援
		5	ワーク・ライフ・バランスの推進

第4章 施策の展開

次回素案にて記載

基本目標1 こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1 こども・若者の権利の尊重

【現状と課題】

【今後の方向性】

【主な取組等】

【指標】

こども・若者・子育て家庭のライフステージ別取組の表を作成し、
掲載予定

第5章

第3期子ども・子育て支援事業計画

教育・保育、地域子育て支援事業の見込み量
(第3期子ども・子育て支援事業計画より引用)を掲載

第6章

計画の推進体制

計画の推進・進捗管理体制について記載

資料編

条例、委員名簿、ワークショップ結果の詳細、策定経過等を記載

令和8年度第1回 こどもまんなか推進会議
委員名簿（敬称略）

区分	所属	役職	委員氏名
学識経験者	桜井市要保護児童対策地域協議会	会長	岡本 和美
こども関係団体	社会福祉法人みらい福祉会	理事長	菖蒲 良子
教育関係者	桜井市立小中学校長会 （大福小学校校長）	会長	阪本 和章
教育関係者 保育関係者	学校法人敷島学園 さくら幼稚園	園長	宮本 忠史
教育関係者	桜井市立幼稚園長会 （桜井市立安倍幼稚園）	会長	菊屋 恵
保育関係者	社会福祉法人飛鳥学院 飛鳥学院保育所	副所長	小寺 一典
保育関係者	桜井市立保育所長会 （桜井市立第5保育所）	会長	下田 寿麻子
こどもの保護者	桜井市立幼小中学校PTA協議会	会長	家氏 可珠子
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	桜井市民生・児童委員連絡協議会 主任 児童委員	代表	中川 知子
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	若者サポートステーションやまと	総括コーディネーター	原田 秀聡
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	児童発達相談支援事業所あすか	相談支援専門員	吉田 幸代
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	特定非営利活動法人 さくらい人権ネット		丸橋 文代
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	桜井市青少年センター	所長	山本 喜哉
地域においてこども 又は若者の支援に携 わる者	桜井市こども家庭センター	センター長	桐島 英未
公募市民	公募市民		木口 啓子
公募市民	公募市民		高橋 由季

※（ ）内は現在の委員の所属